

令和 6 年度社会福祉法人の指導監査結果

第 1 章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

社会福祉法人には、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、盛岡市では、社会福祉法（以下「法」という。）第56条第 1 項その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

2 指導監査実施の経緯

平成20年 4 月 1 日に盛岡市が中核市に移行したことに伴い、それまで岩手県において実施していた社会福祉法人の指導監査（実施している事業が盛岡市の区域内のみに所在する場合に限る。）に関する事務が移譲され、平成20年度から盛岡市において指導監査を実施しています。

3 指導監査の実施方針

指導監査は、法令、国及び盛岡市の指導監査関係通知に基づき実施するとともに、社会福祉法人の現状を勘案の上、計画的に行うこととしており、「社会福祉法人指導監査要綱（平成29年 4 月27日付け雇児発0427第 7 号・社援発0427第 1 号・老発0427第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）」を踏まえ、法人の運営や事業の経営に大きな問題がない法人に対しては、3 箇年に 1 回の一般監査を実施しています。

指摘に当たっては、各法人の自主的な運営方針を尊重し、表面的な指摘にとどまらず、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中で法人並びに事業の自主的な改善が図られるよう、より具体的な助言・指導を行っています。

4 令和 6 年度社会福祉法人に係る指導監査重点事項

令和 6 年度指導監査の重点事項は次のとおりです。

(1) 法人運営のガバナンス強化について

- ア 監事機能の実効性
- イ 業務の適正を確保する事務処理体制の状況
- ウ 理事会及び評議員会の開催状況
- エ 報酬等の透明性及び支給状況

(2) 安定的な法人運営の確保について

- ア 経営状況の自己把握・分析の状況

イ 経営が不安定な法人の経営改善計画の作成及び実行状況

(3) 適正な会計管理の確保について

ア 会計帳簿類・各種台帳・計算書類等の整備状況

イ 契約等事務の執行状況

ウ 内部牽制^{けんせい}に配慮した支出手続きの実施

(4) その他

ア 社会福祉充実計画の策定及び実施状況

イ 地域における公益的な取組の推進状況

ウ 各業務への I C T 活用状況

第2章 指導監査の結果

1 指摘事項の概要（令和7年3月31日現在）

(1) 所管法人数 52法人（前年比±0）

(2) 指導監査実施法人数 22法人（前年比＋6）

(3) 指摘区分別の状況

指摘区分	件数	割合
文書指摘	52件	25.8%
口頭指導	116件	57.4%
助言事項	34件	16.8%
合計	202件	100.0%

※文書指摘：法令又は通知等の違反が認められる場合

口頭指導：法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

助言事項：法令又は通知等の違反が認められないが、法人運営に資するものと考えられる場合

(4) 指摘内容別の状況

ア 全体の指摘状況

指摘区分	件数	割合
法人運営	97件	48.0%
事業	3件	1.5%
管理	102件	50.5%
合計	202件	100.0%

イ 法人運営に係る事項の内訳

指摘区分	件数	割合
定款	11件	11.3%
内部管理体制	0件	0.0%
評議員・評議員会	29件	29.9%
理事	25件	25.8%
監事	1件	1.0%
理事会	29件	29.9%
会計監査人	0件	0.0%
評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	2件	2.1%
合計	97件	100.0%

ウ 事業に係る事項の内訳

指摘区分	件数	割合
事業一般	2件	66.7%
社会福祉事業	1件	33.3%
公益事業	0件	0.0%
収益事業	0件	0.0%
合計	3件	100.0%

エ 管理に係る事項の内訳

指摘区分	件数	割合
人事管理	0件	0.0%
資産管理	0件	0.0%
会計管理	91件	89.2%
その他	11件	10.8%
合計	102件	100.0%

2 指摘事項の内容及び件数

指導監査ガイドライン 項目別 指摘一覧表【令和6年度指導監査分】

大区分	詳細区分		指摘結果			
			文書	口頭	助言	合計
I-1 定款	I-1	定款	4	7	0	11
I-2 内部管理体制	I-2	内部管理体制	0	0	0	0
I-3 評議員・評議員会	I-3-(1)	評議員の選任	6	6	0	12
	I-3-(2)	評議員会の招集・運営	6	11	0	17
			12	17	0	29
I-4 理事	I-4-(1)	定数	0	1	1	2
	I-4-(2)	選任及び解任	1	1	1	3
	I-4-(3)	適格性	3	17	0	20
	I-4-(4)	理事長	0	0	0	0
			4	19	2	25
I-5 監事	I-5-(1)	定数	0	0	0	0
	I-5-(2)	選任及び解任	0	1	0	1
	I-5-(3)	職務・義務	0	0	0	0
			0	1	0	1
I-6 理事会	I-6-(1)	審議状況	7	10	11	28
	I-6-(2)	記録	0	1	0	1
	I-6-(3)	債権債務の状況	0	0	0	0
			7	11	11	29
I-7 会計監査人	I-7	会計監査人	0	0	0	0
			0	0	0	0
I-8 評議員、理事、 監事及び会計 監査人の報酬	I-8-(1)	報酬	1	0	0	1
	I-8-(2)	報酬等支給基準	0	1	0	1
	I-8-(3)	報酬の支給	0	0	0	0
	I-8-(4)	報酬等の総額の公表	0	0	0	0
			1	1	0	2
I 法人運営 合計			28	56	13	97
II-1 事業一般	II-1	事業一般	0	0	2	2
			0	0	2	2
II-2 社会福祉事業	II-2	社会福祉事業	0	0	1	1
			0	0	1	1
II-3 公益事業	II-3	公益事業	0	0	0	0
			0	0	0	0
II-4 収益事業	II-4	収益事業	0	0	0	0
			0	0	0	0
II 事業 合計			0	0	3	3
III-1 人事管理	III-1	人事管理	0	0	0	0
			0	0	0	0
III-2 資産管理	III-2-(1)	基本財産	0	0	0	0
	III-2-(2)	基本財産以外の財産	0	0	0	0
	III-2-(3)	株式保有	0	0	0	0
	III-2-(4)	不動産の借用	0	0	0	0
			0	0	0	0
III-3 会計管理	III-3-(1)	会計の原則	1	1	0	2
	III-3-(2)	規程・体制	0	23	5	28
	III-3-(3)	会計処理	12	12	4	28
	III-3-(4)	会計帳簿	0	5	1	6
	III-3-(5)	附属明細書等	9	10	8	27
			22	51	18	91
III-4 その他	III-4-(1)	特別の利益供与の禁止	0	0	0	0
	III-4-(2)	社会福祉充実計画	0	0	0	0
	III-4-(3)	情報の公表	0	4	0	4
	III-4-(4)	その他	2	5	0	7
			2	9	0	11
III 管理 合計			24	60	18	102
総計 (I + II + III)			52	116	34	202

第3章 適正な法人運営のために

平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人には、①経営組織のガバナンスの強化（評議員会等の設置の義務化）、②運営の透明性の確保（計算書類等や現況報告書の公表等）、③財務規律の強化（社会福祉充実残高の算定と再投資等）などが求められましたが、それ以降も社会福祉法人を取り巻く環境は、目まぐるしい変化を続けています。

この変化に対応し、適正な法人運営を続けていくためには、法人運営には「自立・自律」と「責任」が伴い、「施設管理」だけでなく「法人経営」の立場が求められていることを改めて自覚し、組織づくりの視点を持って、法人本部機能の強化に取り組んでいくことが重要です。

また、適切な事務処理を行っていたとしても、その記録を残していないことで「不適切」という判断になり、指導監査の場で指摘する場合があります。起案文書や議事録など各種の記録は、適切な法人運営を証明する重要な手段となるだけでなく、役職員間での業務引継ぎを円滑にするとともに、利用者の保護につながる貴重な資料となりますので、正確に記録を残し、正しく保管することを意識づけてください。

盛岡市としても、确实、効果的かつ適正な事業運営や適切な事務処理等が行われるよう、可能な限り、有効となる資料提供等を行いますので、その内容を理解・遵守しながら、適正な法人・社会福祉事業運営に努めていただくようお願いいたします。